昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	（略）	一・四〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	（略）	一・〇〇
（略）	（略）	
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	（略）	一・〇〇
（略）	（略）	
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	（略）	一・〇〇

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和二年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和二年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

○国土交通省令第六十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十二条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百六条第三項の規定に基づき、地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年七月二十八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

地方整備局組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正前	改正後
（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）	（事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務）
第百四十条　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第六のとおりとする。	**第百四十条**　地方整備局の事務所のうち河川国道事務所等の名称、位置、管轄区域及び所掌事務は別表第六のとおりとする。
2～4　（略）	2～4　（略）
5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第十のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。	5　地方整備局の事務所のうち港湾事務所、特定離島港湾事務所、港湾・空港整備事務所及び空港整備事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表第七のとおりとする。ただし、促進区域内海域に関する事務を分掌する港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域は、別表第八のとおりとし、開発保全航路に関する事務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び管轄する開発保全航路は、別表第九のとおりとし、緊急確保航路に関する事務を分掌する港湾事務所の名称及び管轄する緊急確保航路は、別表第十のとおりとし、海洋汚染防除業務を分掌する港湾事務所及び港湾・空港整備事務所の名称及び当該事業に係る管轄区域は、別表第十一のとおりとする。
6～9　（略）	6～9　（略）

昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	（略）	一・三九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	（略）	〇・九九
（略）	（略）	
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	（略）	〇・九九
（略）	（略）	
（新設）	（新設）	